

「市河文書」註釈稿 (四)

牛山佳幸

(16) 左衛門少尉兼致書状

中野馬允与木嶋兵衛尉、依志久見山鷹子盗人事、重申賜十月十三日御教書、同月廿九日到来、畏以賜預候了、但就先度八月十九日御教書、度々觸遣木嶋兵衛尉之許之處、寄事於忌禁<sup>(禁忌)</sup>而、凡不及對決候之處、任重御下知之旨、頻催申候之間、今月八日於守護所政所、両方尋承候了、而木嶋兵衛尉申状云、彼鷹栖在所者依爲計美之領所下也云々、中野馬允申状云、志久見山之条顯然也、且故大將殿御時、依御厚麻事、野平六訴申候之時、於志久見山境者植字と爲境之由、其間明白之上、何木嶋兵衛尉初者爲木嶋内之由乍申、今者爲計美領内之由号申之旨、前後相違之条、無謂之由申之、仍是非不分明候之間、相尋計美五郎候之處、返事状如此候、此上者爲志久見山内之旨、不可及子細候之處、木嶋兵衛尉凡彼鷹子四、同鷹盗人三人不出候、且彼山境相論之間、中野馬允者相具古老獵師三人、爲志久見山之旨申候之上、且往代證拠方々致勘申候、木嶋兵衛尉者雖号申計美領之由候、計美五郎書状云、中野馬允与親相互不及境相論云々、不及子細候、於然者、於彼鷹子四、盗人三人者不可及拘憤、且致件鷹盗人中三郎男者、度々大袋無其隠之條顯然候之間、可出彼奴原之由

数度雖觸申候、一切無承引候、此上者難叶私成敗候、以此旨

可令披露給候、兼致恐惶謹言

<sup>(寛政元年十一月廿八日)</sup>

十一月廿八日 左衛門少尉兼致書<sup>(裏花押)</sup>

進上 刑部藤内殿

追言上

計美五郎返状一通、志久見山古老獵師江權守申状一通、比企判官之時獵師別當二郎追書状一通、進上之、重兼致恐惶謹言(裏花押)

〓 釈文 〓

中野馬允と木嶋兵衛尉と志久見山鷹子盗人の事により、重ねて申し賜わる十月十三日御教書、同月廿九日到来す。畏み以て賜わり預かり候ひ了ぬ。但し、先度八月十九日御教書に就いて、度々木嶋兵衛尉の許に触れ遣はし候ふの処、事を忌禁に寄せて、凡そ対決に及はず候ふの処、重ねての御下知之旨に任せて、頻りに催し候ふの間、今月八日、守護所政所において両方に尋ね承り候ひ了んぬ。而るに木嶋兵衛尉の申状に云はく、かの鷹の栖む在所は計美の領たるに依つて下ろす所なりと云々。中野馬允の申状に云はく、志久見山の条

顯然なり。かつがつ故大將殿の御時、御厚麻の事により野平六訴へ申し候ふの時、志久見山の境においては、埴宇と境たるの由、其の聞え明白の上、何ぞ木嶋兵衛尉初めは木嶋の内たるの由申し乍ら、今は計美領の内たるの由申し申すの旨、前後相違するの条、謂れなきの由これを申す。仍つて、是非分明ならず候ふの間、計美五郎に相ひ尋ね候ふの処、返事の状かくの如く候ふ。この上は志久見山の内たるの旨、子細に及ぶべからず候ふの処、木嶋兵衛尉、凡そ彼の鷹子四、同じく鷹盗人三人出さず候ふ。且うはかの山境相論の間に、中野馬允は古老獵師三人を相ひ具し、志久見山たるの旨申し候ふの上、且うは往代の証拠を方々勘申致し候ふ。木嶋兵衛尉は計美領の由申し候ふと雖も、計美五郎の書状に云はく、中野馬允と実親と相互に境相論に及ばずと云々。子細に及ばず候ふ。然るにおいて、かの鷹子四、盗人三人においては拘惜に及ぶべからず。かつがつ件の鷹盗人中、三郎男に到りては、度々大袋その隠れなきの條、顯然に候ふの間、かの奴原を出だすべきの由、数度触れ申し候ふと雖も、一切承引なく候ふ。この上は私の成敗に叶ひ難く候ふ。この旨を以つて披露せしめ給ふべく候ふ。兼致恐惶謹言。

十一月廿八日 左衛門少尉兼致奉（裏花押）

進上 刑部藤内殿

追つて言上す。

計美五郎返状一通、志久見山の古老獵師江權守申状一通、比企判官の時の獵師別當二郎追つての書状一通、これを進上す。重ねて兼致恐惶謹言。（裏花押）

△語註△

木嶋兵衛尉 木嶋郷の在地領主（地頭）。高井郡木嶋郷は飯山盆地の千曲川右岸の地（現在の飯山市から下高井郡木島平村にかけての地）に位置した公領で、東は樽川を境に毛見郷や犬飼郷と接していた。その居館跡については、旧上木島地区に四ヶ所ほど比定地があり、なかでも大町館と中町館の規模は大きい。

鷹子 たかのこと。鷹の雛のこと。ここでは鷹狩りに用に調教する鷹の雛を指している。鷹狩りにについては補註参照。

寄事於忌禁 事を忌禁に寄せて。「寄事於○○」で「○○を口実にして」の意。「忌禁」は正しくは「禁忌」で、病氣や葬祭などの障りのこと。

対決 鎌倉幕府の訴訟手続の一つ。三問三答にわたる訴訟を番がえたあとで、なお理非（道理にかなっているかどうか）がはっきりしない場合に、訴人（原告）と論人（被告）の両当事者が裁判所（幕府の引付方や守護所）の召喚によって出頭し、交互に裁判所の提示する論点に対して口頭弁論を行なうこと。

催申 もよおしもうす。「催く」で「せきたててくする」の意。

守護所 鎌倉時代の信濃守護所の所在地を示す明確な史料はないが、南北朝期には埴科郡船山郷にあったことが明らかで（市河文書99号、観応二年三月日市河頼房代泰房軍忠状）、一方、当郷の鎌倉末期における地頭が、信濃守護の北条基時（守矢文書、嘉暦四年三月日鎌倉幕府下知状案）と得宗被官で幕府公事奉行人の諏方時光（『神氏系図』）の兩名であったことから、鎌倉末期にすでに船

山郷（戸倉町小船山がその遺称）に所在した可能性が高い。

政所 ここでは家政機関としての政所（5号文書の語釈参照）ではなく、守護の執務所のことであるが、これが「政所」と呼ばれているのは、北条氏所領の基本的な管理機構が公文所（鎌倉）―政所（現地）―給主（地頭代）という系列でなされていた（入間田宣夫「鎌倉時代の国家権力」、峰岸純夫編『大系日本国家史2中世』所収、一九七五年）ことと無関係ではないかもしれない。いづれにしても、実際に現地にいたのは、本文書でも明らかかなように守護代であった。守護所の裁判については補註参照。

鷹栖 たかのす。鷹の巢。あるいは「たかのすむ」と読むべきかもしれない。

計美 けみ。計美郷。高井郡に属し「毛見」とも表記する。南は木島郷、北は犬飼郷に接していた。現在の下高井郡木島平村内の樽川と馬曲川に囲まれた地域に比定されている。その居館跡は中島集落の字「梨の木」の地に比定されている。

下 おろす。雛を巢から下すこと。通例、調教訓練のために巢下しする時期は五、六月頃であった。

且 かつがつ。①「一方では」、②「不十分ながら」、「まあまあ」といった意味があるが、ここでは①。

故大将殿 「大将」は右近衛大将のこと、ここでは源頼朝を指す。御厚麻 意味不明。なお、「厚麻」を「黄麻」とすると、「黄麻で染めた黄麻紙」のことで、転じて詔書や勅書のことを指す。

野平六 やへいろうく。人名と思われるが身分も素姓も不明。

埴宇 地名。「はにゅう」と読むか。ただし、地字名としては現存

していないようである。

無謂 いはれなし。道理に合わない。分明 ぶんみょう。はっきりすること。

計美五郎 計美郷の領主（地頭）。実名は本文中に見える「実親」。且く且く 「かつうはく、かつうはく」と読み、「くしたり、くしたり」の意の対句表現。

古老 ころう。ここでは「故事に通じている人」の意がこめられている。

相具 あひぐす。連れだつ。伴う。

往代 おうだい。過去。昔。

方々 かたがた。あれこれ。いろいろと。

勘申 「かんしん」または「かんがえもうす」。必要な先例や典拠を調べて言上すること。

号申 ごうしもうす。くと言いなす。強く主張する。

実親 さねちか。前出の計美五郎。計美（毛見）氏は「実」を通字としていたらしく、100号文書の観応二年六月二日足利直義御教書にも「毛見彦次郎実綱」が見える。

不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>子細<sub>一</sub> しさいにおよばず。あれこれ言及しない。

拘措 「こうじゃく」もしくは「かかえおしむ」。ここでは罪科人などをかくまうこと。

三郎男 さぶろうだん。三郎は木島郷内の住人か。「男」は身分の低い男性を軽んじた呼び方。

大袋 おおぶくろ。中世の犯罪名の一つで、大きな袋に盗品を入れて持ち去る盗犯のことを言ったようである。本号文書は大袋の初

見史料だが、一般的には鎌倉末期から南北朝期に頻出。大袋の研究史については補註参照。

奴原 「やっこばら」または「やっぱら」。目下の者を親しんで呼ぶ場合と、身分の卑しい者に対する貶称とがあるが、ここでは後者。

承引 しょういん。承諾する。聞き入れること。

私成敗 わたくしのせいばい。ここでは守護代による検断権の行使を意味するか。

左衛門少尉兼致 さえもんしょうじょうかねむね。氏素姓不明だが、次号文書で本号文書をもって「守護所代書状」と呼んでいるので、信濃守護北条重時の代官（守護代）であることがわかる。

なお、佐藤進一『増鎌倉幕府守護制度の研究』八五頁で「兼致」を「兼隆」とするのは不審。

奉 15号文書語註参照。なお、この部分、『信濃史料』では「□」とし、『大日本史料』では「下□」とする。

刑部藤内 ぎょうぶとうない。前号文書の「藤内左衛門尉」、次号文書の「原田藤内左衛門尉」と同一人物か。

江権守 ごうごんのかみ。「江」は大江か。権守は本来は官職名だが、ここでの用い方については補註参照

別当二郎 獵師の名前だが氏素姓は不明。別当については補註参照  
比企判官 ひきのはんがん。ここでは比企能員のこと。判官（読みは「ほうがん」「しょう」とも）は律令官制で第三等官の総称だが、とくに衛門尉で檢非遣使を兼ねる者（唐名で延尉）を指した。なお、佐藤進一『増鎌倉幕府守護制度の研究』八五頁では、この

記事をもって寛喜以前のある時期において、比企能員が信濃国守護に在職したことを示す徴証の一つとしている。

#### △補註▽

鷹狩と信濃 鷹狩は放鷹ともいい、鷹（タカとはタカ目タカ目の鳥の総称で、実際にはハヤブサ・オオタカ・ハイタカなど）を雛のうちから飼訓飼訓らして、野禽・小獣を補えさせる狩猟のことで、我が国では古代から近世まで、常に政治的権力と結びついた遊戯・行事であったことが知られる。鎌倉幕府も地頭らの鷹狩についてはたびたび禁止しているが、武士の本分である武芸とも重なるため、これを好んで行なう者があとを断たなかった。とくに信濃の場合には山国で良質の鷹に恵まれたために古くから盛んで、また諏方大明神が狩猟の神とされ、国内の武士層が奉仕する祭礼に「御贄鷹」が必要とされたこともあって、現実には大目に見られていたらしい。すでに一条天皇の時に、天皇秘蔵の鷹を調教して芸を観覧に入れ、恩賞として非持郷に屋敷・田地を賜ったという檢校豊平（『古今著聞集』二十、魚虫禽獸）の話が伝わるのを始め、將軍実朝に鷹飼の口伝故実を語り、鵬もを使って鳥を取る秘術を披露した桜井五郎（『吾妻鏡』元久三年三月十二日条）、「東国無双の鷹匠」と呼ばれた禰津神平貞直（『諏方大明神画詞』第五）など、鷹狩に秀でた信濃出身の人物の伝承や逸話が多く残されているのも、そうした地域性と関連している。志久見郷の山間部は、鷹の巢を保護してその繁殖を図るために、一般の狩猟が制限された領域（明山―次号文書参照）であるが、こうした山を近世には御巢

鷹山とか鷹巢山と呼んだ。志久見郷に關しても、天正九年（一五八一）正月九日武田勝頼朱印状案（石井進氏所蔵市河文書）に「巢山」の用語が所見している。鷹巢や鷹子をめぐる相論はこの後もしばしば起つたらしく、応永四年（一三九七）には守護斯波義将から、勝手に鎌を下した者は盜賊として処罰する旨の下知が出されている（市河文書四号、応永四年七月二日二宮是隨奉書）。ちなみに、他国の鷹巢相論としては、建暦三年（一一一三）に伊賀国内の玉滝杣と信楽荘の百姓相互の間で行なわれた例（『東大寺要録』所引建暦三年八月日玉滝杣百姓等解文）が知られている。守護所の裁判 鎌倉時代の訴訟制度は、刑事事件を対象とする①検断沙汰、所領、所職などの不動産關係を対象とする②所務沙汰、それ以外の民事事件を対象とする③雜務沙汰、の三種類があり、裁判を扱う機關としては、一般に①は東国では侍所（なお、六波羅では検断方、鎮西では守護が管轄）、②は幕府および六波羅・鎮西探題の引付方、③は問注所、であったとされているが、こうした三分が定まったのは得宗專制が確立する十四世紀中頃以降のことである。本件のような鷹子の盜犯事件の審理が守護所で行なわれたのも、寛喜年間当時はまだ、このような制度が整っていなかったことが大きな理由であろうが、そのほかに実行犯が地頭進止下の「凡下輩」であったことにもよると考えられる。

大袋の研究史 大袋については近年の社会史ブームの中で若干注目されているものの、本格的な研究は少なく、実態や名称の由来等をめぐって一部では「謎の犯罪」とも言われてきた。その中で、古典的な研究と言えるのが石井良助「古法制雜考（一）」（『國家学会

雜誌』五一―六、一九三七年）である。短文ながら、『沙汰未練書』を始め、市河文書・光明寺文書・東寺百合文書・常陸吉田社文書・覚円寺文書・『細々要記』など、今日知られる「大袋」所見史料のほとんどすべてを挙げて検討し、奪取物を大袋に入れて持ち去る犯罪のことであると指摘している。また、これに対する刑罰としては、幕府法は不明だが、本所法では大袋人知行の田畠没収があったことを推定している。これに対して、小波次郎「『大袋』と二、三の問題」（『月刊歴史』二五、一九七〇年）では、丹波国大山荘の地頭中沢氏の事例（近衛家文書）を根拠に、直接的目的が錢貨の奪取にあり、しかも対象が商業・高利貸にある犯罪行為という異説が出された。一方、網野善彦・石井進・笠松宏至・勝俣鎮夫「中世の罪罰」（一九八三年）では、笠松氏が中世らしい犯罪の一つとして大袋を取り上げ、石井良助氏の見解に依拠して大きな袋を持った大泥棒としつつも、昼強盜に近い公然とした犯罪である点に特徴があるのではないかという、一歩踏み込んだ発言をされている。石井氏以後、最も詳しい考察をされたのが保立道久「『大袋』の謎を解く―領主の暴力と拘禁―」（同氏著『中世の愛と従属』所収、一九八六年）である。ここでは絵巻に現われた「袋持の姿を手がかりに、袋が当時、人間の拉致誘拐のための拘禁用具であったことを推測しつつ、大袋を「人売り」的な「人さらい常習犯」と結論づけている。この犯罪が検断沙汰に属するようになった背景、あるいは雜務沙汰繫属の「拘引」との類似性と相違点といった重要な論点も提起されており、大袋研究はこれによって新しい段階に入ったと言えよう。しかしながら、

大袋の内容が本号文書のように鷹の雛であったり、寺院の本尊であった例が存在する（寛円寺文書）ことからすると、形態的には大きな袋に盗品を入れて持ち去る犯罪であるとする、石井氏の見解そのものは微動だにしないと考えられる。

権守と職人 権守のようないわゆる権官は令制に見えない職名で、経歴や資格に欠けて正官に任ずることのできない官僚を便宜的に任命し、その俸禄を支給したことが起源である。ときに左遷的な処遇に充てられた例もみられるが、それは本質的なものではない。権官は本項の権守や権介といった国司や、大宰権帥のような地方官からまず始まり、次第に中央官（権中納言など）にも及んでいった。ところで、こうした俸禄支給を目的としたことが売官の対象とされるのを促進し、とくに権守は平安後期には在庁官人層や地方有力武士の中にも名乗りうる者がいたことが知られる（例えば、紀伊の湯浅権守宗重や若狭の稻庭権守時定など）。その一方で、官途の一種として職人層にも与えられる事例が現われた。この点に早く注目した研究に黒川正宏「権守について」（『日本歴史』一五〇、一九六〇年）がある。黒川氏は若狭秦文書を主たる典拠に、漁村の浦刀禰層が権守の呼称を有する例が多い理由と背景を考察しつつ、基本的にはそれが金春権守のような猿楽座の座頭にみられる用例と異なるものではなく、その属する社会圏で優越した存在を誇りうる者が名乗りえた、といった結論を導いている。本文書の事例は、獵師の世界もまた、漁村と同様の社会集団を構成していたことを示唆するものであろう。また、これらが名譽職化していたとは言え、当時はまだ上級領主から補任されるも

ので、決して潜称ではなかった点から、一般農民とは異なった獵師（広い意味での職人）の社会的地位といったものをさぐる手がかりにもなるように思われる。なお、信濃の在地史料に見える権守としては、ほかに「檀那芋河住次郎権守大仲臣盛家」（元亨二年戸隠中院に施入された『妙法蓮華経』巻第二奥書）などの例がある。

地方の別当 別当とは本官を有しながら別の職務を担当するというのが原義で、多くの場合、その長官を意味している。権守と同様のいわば令外の職で、平安期以降になって多出する。具体的な事例としては、諸大寺（これには僧職と俗別当がある）、藏人所、檢非違使、上皇・女院の院司、撰関・大臣家などの家政機関（政所）などに設置された別当があるが、地方官の例では寺院を除くと、武蔵国内の勅旨牧（六ヶ所）の別当ぐらいしかない（なお、『延喜式』四十八、左右馬寮の規定によると、牧の別当は武蔵のみで、甲斐・信濃・上野の三ヶ国では国毎に牧監が置かれた）。武蔵小山田荘の在地領主小山田氏は、秩父牧別当を代々勤めた秩父氏の一流で、鎌倉時代初期においても「小山田別当」を名乗りとしていた（『吾妻鏡』元暦元年六月十六日条）。本文書の「別当二郎」については、何に由来するものか不明であるが、いずれにしても前項の権守とともに、当時の獵師の社会的地位を示唆する呼称であろう。

#### △翻刻▽

『信濃史料』第四卷二五〜七頁、『編新信濃史料叢書』第三卷七

く八頁、『鎌倉遺文』三九〇四号、『大日本史料』第五編之五―二九七―九頁

(17) 北条重時御教書

〔端裏書〕  
「これはするかのかうの鷹御けち あけ山の事」

〔北条重時〕  
〔花押〕

中野馬允申、爲<sub>二</sub>木嶋兵衛尉<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>盗<sub>二</sub>取鷹子<sub>一</sub>間事、如<sub>二</sub>守護所代書状<sub>一</sub>者、件鷹子おろす所ハ爲<sub>二</sub>毛見五郎領内<sub>一</sub>之由兵衛尉申候間、令<sub>レ</sub>相<sub>二</sub>尋毛見五郎<sub>一</sub>之処、如<sub>二</sub>書状<sub>一</sub>者中野馬允与<sub>二</sub>實親<sub>一</sub>全無<sub>二</sub>堺論<sub>一</sub>云々、仍爲<sub>二</sub>志久見内<sub>一</sub>之条不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>歟云々、者早件鷹子四并同盗人三人召<sub>二</sub>出守護所<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>言<sub>二</sub>上案内<sub>一</sub>給<sub>レ</sub>候、兼又志久見内山を方々より越<sub>レ</sub>堺、任<sub>二</sub>自由<sub>一</sub>狩などをし、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>狼藉<sub>一</sub>之由、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>下知<sub>一</sub>給<sub>レ</sub>之旨候也、仍執達如<sub>レ</sub>件

寛喜六年十二月十三日 尾張貞房<sup>奉</sup>

原田藤内左衛門尉殿

〈釈文〉

中野馬允申す、木嶋兵衛尉の爲に鷹の子を盗み取らるる間の事、守護所代の書状の如くんば、件の鷹の子おろす所は毛見五郎の領内たるの由申し候ふ間、毛見五郎に相ひ尋ねせしむの処、書状の如くんば中野馬允と実親と全く堺論なしと云々、仍って志久見内たるの条子細に及ばざるかと云々、てへれば、早く件の鷹子四、並びに同じく盗人三人を守護所に召出して、案内を言上せしめ給ふべく候ふ、兼て又、志久見内の山を方々より堺を越へて、自由に任せて狩など

をし、狼藉有るべからざるの由、下知せしめ給ふべきの旨候ふ也、仍って執達件の如し

寛喜六年十二月十三日 尾張貞房<sup>奉</sup>

原田藤内左衛門尉殿

〈語註〉

あけ山 「明山」で「あき山」とも訓む。中世、農民の日常生活に必要な薪・山菜・下草などの採取や、獵師の入会が条件付きで認められた山のこと。これに対して、領主が独占的に占有して材木採や狩獵を全面的に禁じた山を立山たてやまとか直山ちぢやまと呼んだ。近世の留山とめやま・御料林も同様のものである。「あけ山」の語は36号文書の元亨二年十月十一日市河盛房自筆讓状にも所見。ちなみに、現在の栄村から新潟県津南町にわたる地域の通称である「秋山郷」は、この明山が語源と考えられる。

守護所代書状 前号文書の左衛門少尉兼致書状を指す。

案内 あない。①保存して後日の参考にするため文書を書き写したものの、②物事の事情・内容、③取り次ぎ、などの意があるが、ここでは②か。

自由 わがまま勝手。従来の慣習や先例などの秩序に逆らい、乱そうとする行為に対して使われる。

尾張貞房<sup>奉</sup> この部分、『信濃史料』では「尾張□□□□」、『大日本史料』では「尾張□□□□」とする。

原田藤内左衛門尉 15号文書の「藤内左衛門尉」の語註を参照。なお、15号文書を偽文書とすれば、奉者と受取人の名乗りは本号文

書のそれを借用したことが推測される。

〈補註〉

16号文書との相互関係 本文書が信濃守護代左衛門少尉兼致から原田藤内左衛門尉に充てた16号文書に対する返答である点からすると、16号文書が最終的には守護北条重時のものにもたらされたこと、および本文書は実質的には守護代に充てられた内容のものであったこと、の二点が、ほほ明らかとなる。このことからさらに、尾張貞房が重時の右筆であり、原田藤内左衛門尉が守護と現地の守護代を執り結ぶ、北条重時家のいわば家宰的な地位にあった武士であることなども推測されてくる。このような文書群が市河文書（すなわち中野氏）に伝来したのはやや不審でもあるが、本文書の端裏書に「するかのかの殿御けち」とあるのを見れば、やはり当事者には下知状の替り、もしくは下知状に添付される形で下付されたものか。

〈翻刻〉

『信濃史料』第四卷二七〇八頁、『新編信濃史料叢書』第三卷八頁、『鎌倉遺文』三九〇八号、『大日本史料』第五編之五―二九七頁（ただし、ここでは「十二月十三日」として十月十三日条に掛ける。この理由は不明だが、本号文書は十一月廿八日付の前号文書を受けたものなので、衍字説は採りがたい）、

(18) 沙弥妙蓮中野自成自筆讓状

〔端裏書〕  
「親父のゆつり状」

ゆつりわたすそりやうの事

なかの・しくみ二かうのうち、こ・まこにわかちたるた・さいけのほか、そうちとふしきを二郎た々よしをちやくしにたて々御くたしふみとも、ほんもんそあいそへて、えいたいをかきりてゆつりわたしをはぬ、太郎みつなりハおやのこ々ろをそむくゆへ、そのきりやうにあらざるゆへニちやくしにたてざる也、もし、そせうをいたさんにきてハ、た々よし申さんむねをめうれんか申上おき候よし、よにもおほしめし候て、御せいはい候はんために、ゆつりさうくたんのことし

けんち（一四九）やうくわんねん十二月十五日（花押）

さみめうれん

△漢字仮名交り文△

譲り渡す所領の事

中野・志久見二郷のうち、子孫に分ちたる田在家のほか、惣地頭職をハ二郎忠能を嫡子に立て、御下文とも本文書相添へて、永代を限りて譲り渡したぬ、太郎みつ成ハ親の心をそむく故、その器量にあらざる故ニ、嫡子に立てざる也、もし訴訟を致さんにきてハ、忠能が申さん旨を、妙蓮が申上げ置き候ふ由、よにも思召し候て、御成敗候はんために讓状件の如し

建長元年十二月十五日（花押）



## 沙弥妙蓮

## 〈語註〉

さいけ 在家。中世において公事を負担する百姓が所有する家。十一世紀頃から形成された中世的所領のなかで、国衙や荘園領主が所領内でさまざまな生産物(雑公事)や労役を賦課(在家役徴収)する対象とした、公民把握のための基本的単位の一つ。畿内近国では年貢と公事の統一的収取をめざす百姓名が編成されたのに対して、在家は東国・南九州などの辺境地でより多くみられた。志久見郷には37号文書の元亨元年十月廿四日市河盛房讓状に所見する「ゆきつほ(雪坪)の在家」があったほか、現存地名として「柳在家」(栄村)が残る。

そうちとうしき 惣地頭職。ここでは惣領地頭の意で、九州地方に多くみられた、小地頭に対するいわゆる惣地頭とは異なる。

ちやくし 嫡子。家督を継ぐ者。また、その資格を有する者。鎌倉時代には嫡出・庶出の別、母の先妻・後妻の別、あるいは長男・次男・養子等の別なく、兄弟の中で最も器量の良い者を立てるのが通例であった。

ほんもんそ 本文書。ここでは本公験ほんくげん、つまりその土地に関する権利の存在を証明した代々の証文のことか。本公験はふつう手継証文と言われるように、連続した文書群となっていることが多い。みつなり 父の名が能成なので、「なり」は「成」と思われるが、「みつ」の字は不明。

きりやう 器量。物事をやりとげるだけの才能・能力・力量。

そせう 訴訟。長男みつ成が嫡子に立てられなかったことを不満に思って、訴訟に及ぶのではないかと予測している。

た々よし か申さんむねをめうれんか申上おき候よし 「みつ成が訴訟を起した際には」忠能が論人として主張すべきことを、妙蓮

が(あらかじめ)申し上げておきますので、このことを(よくよく)お考えになって処理しなさい」といったほどの意味か。

よにも ここでは「いかにも」「よくよく」「必らず」といった意か。おほしめす お考えになる。

せいはい 成敗。ここでは「とりはからう」意。

さみ 沙弥。古代の律令制的国家仏教のもとでは、出家(得度)してから、受戒によって正規の僧侶(比丘)になるまでの段階の身分を指す語であったが、平安期以降は次第に、家督を譲ったあとなどに剃髪しただけで、在家の生活を行なう者の意にも用いられるようになった。入道と同義。女性の場合は沙弥尼。

めうれん 妙蓮。中野能成の法名。『妙法蓮華経』(法華経)に基づく命名か。

## 〈翻刻〉

『信濃史料』第四卷一四七〜八頁、『編信濃史料叢書』第三卷八〜九頁、『鎌倉遺文』七一四九号、

(19) 將軍宗尊親王家政所下文

將軍家政所下 藤原忠能

可レ令早領知信濃國中野西條并春近領内志久見郷除合見太郎入道西願并女子分定等

地頭職事

右、西願雖申子細依無其謂、任亡父左馬允能成法師法名妙蓮建長元年十二月十五日讓状西願不調、爲彼職守先例可致沙汰之状、所仰如件、以下

建長四年十二月廿六日

案主 清原

令左衛門尉藤原

知家事清原

別當陸奥守平朝臣（花押）

相模守平朝臣（花押）

△釈文▽

將軍家政所下す 藤原忠能

早く領知せしむべき信濃国中野西条並びに春近領内志久見郷會見本郷入道

右、西願西願並ひに女子分定めを除く子細を申すといへども、其の謂れ無きに依って、亡父左馬

允能成法師法名妙蓮建長元年十二月十五日讓状西願不調の子細これを載すに任せて、彼の職として先例を守り、沙汰致すべきの状、仰する所件の如し、以って下す

建長四年十二月廿六日

案主 清原

令左衛門尉藤原

知家事清原

別當陸奥守平朝臣（花押）

相模守平朝臣（花押）

△語註▽

將軍 六代將軍の宗尊親王（一二四二〜七四）、在職は一二五二〜六

六）。後嵯峨天皇の子。建長四年（一二五二）四月、東下して征夷大將軍就任。文永三年（一二六六）謀反を企てた（北条九代記）との理由で職を追われ帰洛、のち出家。

太郎入道西願 忠能の兄で、前号文書の「みつなり」。出家したの

は長男で嫡子に立てられなかったためであろうか。

女子分 次号文書の「藤原氏」にあたる人物。

建長元年十二月十五日讓状 前号文書を指す。

申子細 あれこれ苦情・不満を言いたてる。

不調 具合の悪いこと、不都合なこと。ここでは嫡子としての器量に欠ける意。

清原 清原氏は舍人親王の子孫とされ、平安期以降は歌人を輩出し、また明經道を家業として、局務を世襲の職とした家柄。鎌倉中期の儒学者として知られた清原教隆（一一九九〜一二六五、助教仲隆の子）は寛元二年（一二四四）頃までに鎌倉に下向し、建長二年（一二五〇）將軍藤原頼朝の侍講となり、同四年（一二五二）から引き続き將軍宗尊親王の侍講を勤めるとともに、引付衆の一員にもなっている。政所の知家事・案主として見える「清原」は教隆、もしくはその子弟の可能性があらう。29号文書では令の職に就いていることもわかる。なお、教隆の弟子には北条実時があり、金沢文庫創設は彼の影響が大とされるなど、鎌倉における文運興隆に尽した人物として知られる。

令左衛門尉藤原 令は政所の職員で、別當が設置されるまではその筆頭の地位にあった。將軍家政所では、令または別當のうちの一人が執事と呼ばれ、政所の事務を専管していたとされている。建

長四年(一二五二)十二月当時の執事は二階堂行盛であったことが知られるので、『関東開闢皇代并年代記事』など。在職は元仁元年(一二二四)〜建長五年(一二五三)、この「藤原」は行盛の可能性があるが、ただ行盛の当時の官途が「民部大夫」(『吾妻鏡』)であった点からすると難がある。別当と令と執事の三者の相互関係については不明な点が多く、今後の検討課題だろう。いずれにしても、署判するのが別当の両名(執権・連署)のみで、令を始め知家事・案主の花押がないことは、北条氏の独裁体制(得宗専制)の確立を示唆する体裁の文書と言えよう。

陸奥守平朝臣 連署北条重時。信濃守護のほか若狭・和泉の守護職を兼ね、官途は修理権亮・駿河守・相模守・陸奥守を歴任。寛喜二年(一二三〇)から六波羅探題を勤めていたが、宝治合戦(一二四七)後、時頼に招かれて連署に就任。寛元二年(一二四四)従四位上に叙される。

相模守平朝臣 執権北条時頼。執権在職は寛元四年(一二四六)〜康元元年(一二五六)。相模守補佐は建長元年(一二四九)六月。位は正四位下。

△翻刻▽

『信濃史料』第四卷一八三〜四頁、『編新信濃史料叢書』第三卷九頁、『鎌倉遺文』七五〇六号

(20) 將軍親王家政所下文

將軍家政所下 藤原正康

可令早領知信濃國中野郷内屋敷壹所、田捌段加弥熊、志久見郷内宗大夫田在家等事

右、任祖父左馬允能成正月廿五日付延應二年讓狀、可令領掌之状所仰如件、以下

建長四年十二月廿八日 案主 清原

令左衛門尉清原 知家事清原

別當陸奥守平朝臣(花押)

相模守平朝臣(花押)

△積文▽

將軍家政所下 藤原正康

早く領知せしむべき信濃國中野郷内屋敷壹所、田捌段弥熊作り定、志久見郷内宗大夫田在家等の事

右、祖父左馬允能成正月廿五日延應二年を付す讓狀に任せて、領掌せしむべきの状、仰する所件の如し、以って下す

建長四年十二月廿八日 案主 清原

令左衛門尉清原 知家事清原

別當陸奥守平朝臣(花押)

相模守平朝臣(花押)

△語註▽

藤原正康 文中の記載によって能成の孫であったことがわかるが、父母についてははっきりしない。延応二年(一二四〇)の段階ですでに讓狀を得ていた点からすると、父もしくは母は建長四年当

時、生存していなかったのではなからうか。

屋敷 やしき。屋敷地とも言う。古代の「宅地」に対して十一世紀頃から用いられる用語。家屋のみではなく、それを中心に付属施設や庭園、さらには田畠・山林までを含み込んだ、自分の権限の及ぶ広大な範囲を指す意味で用いられることが多かった。「堀ノ内」や「土居」よりもやや広い概念で、在地領主層の開発拠点となった区域である。十二世紀頃からは百姓層の家屋を指す事例も現われてくるが、ここでは藤原正康（つまり領主層）の屋敷と解釈すべきだろう。補註参照。

弥熊作定 弥熊は中野郷内の百姓（作人層）。「作定」はここでは、佃のような領主直営田（百姓に請作させる）に対して、百姓が作職を有した（つまり、弥熊が一定の耕作権を有した）田のことか。宗大夫 志久見郷内の百姓（作人層、在家の居住者）。正月廿五日<sup>付延應三年</sup> 伝存しない。延応二年は一二四〇年。

△補註▽

屋敷と在家 『長野県史 通史編』第二卷中世一（一九八六年）では、本文書の「屋敷」を含めて、信濃関係の中世文書に所見する「屋敷」を在家と同義に解釈している。語註でも触れたように、百姓層の家地が屋敷と表現される例は十二世紀前半にすでにあり（例えば東大寺文書、保延四年七月三日散位葛季正解）、農民の家Ⅱ屋敷Ⅱ在家という理解は一般的にみられないわけでないが（例えば『新田町誌』第四卷一三六頁以下）、この文書の記載はむしろ、「在家」と「屋敷」が当時はまだ、原則として区別されていたこと

とを示す根拠となりうるものではなからうか。なお、在家は「一字」と数えるのに対して屋敷は「一処」と数え、「在家役」という語があるのに「屋敷役」という語がないことなどから、もともとこの二つの言葉は概念を異にするものであったと考えられる。

△翻刻▽

『信濃史料』第四卷一八四〜五頁、『編信濃史料叢書』第三卷九頁、『鎌倉遺文』七五〇八号

(21) 將軍<sup>宗尊親王</sup>家政所下文

將軍家政所下 藤原氏

可<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>早領知<sup>レ</sup>信濃國中野西條内田伍段在家壹字事  
右、任<sup>レ</sup>亡父馬允能成法師<sup>法名</sup>去天福二年十月廿五日讓狀并舍兄忠能去月十七日避文旨、可<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>領掌<sup>法名</sup>之狀所<sup>レ</sup>仰如<sup>レ</sup>件、以下  
<sup>(二三四)</sup>  
<sup>(二五四)</sup> 建長六年十二月十二日 案主 清原

令左衛門少尉 知家事清原

別當陸奥守平朝臣（花押）

相模守平朝臣（花押）

△釈文▽

將軍家政所下 藤原氏  
早く領知せしむべき信濃國中野西條内田伍段、在家壹字の事  
右、亡父馬允能成法師<sup>法名</sup>去ぬる天福二年十月廿五日讓狀、並びに舍兄忠能去月十七日避文の旨に任せて、領掌せしむべきの状、仰

する所、件の如し、以って下す

建長六年十二月十二日

家主 清原

令左衛門少尉

知家事清原

別当陸奥守平朝臣

相模守平朝臣

△語註▽

藤原氏 忠能の妹の一人。19号文書の「女子分」にあたる人物である。忠能の姉妹が当時一人だけだったとすれば、22号文書に忠能（宝蓮）の「妹平出尼」が見えるので、この女性の可能性があらう。

天福二年十月廿五日讓状 伝存しない。ちなみに、讓状が作成されるのは主に血縁関係内で讓与（相統）が行なわれた場合で、他人に讓渡（和与）する時には和与状が出された。

去十七日避文 伝存しない。なお、避文とは去文・去状ともいい、相手に対して財産等の権利を主張していた人が、それを断念して、以後は異論を唱えない旨を約束した証文のことをいう。

△翻刻▽

『信濃史料』第四卷二〇四～五頁、『編信濃史料叢書』第三卷九  
 一〇頁、『鎌倉遺文』七八二九号

（一九九五年十一月三十日 受理）